

# 使途不明金と使途秘匿金の課税について

～使途の説明ができない支出はどうなるのか～



## 税務・会計の集中ゼミナール

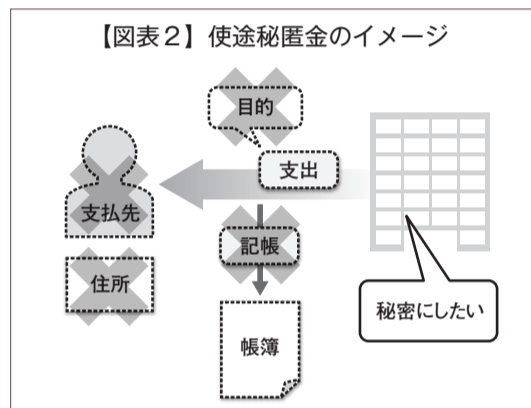
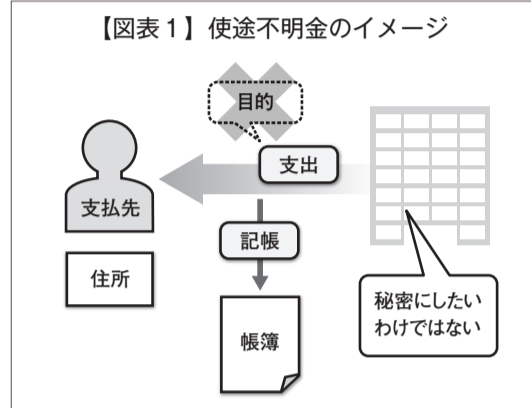
●今回の先生 / 税理士の天野俊裕氏



御社には、使途について説明ができないような支出がありますか。また、代表者を単なる名義人とした貸付金や仮払金はありますか？

もともと法人は、自らの事業の経営状況について、当局だけではなく広く公に対して公表(決算公告)する義務を負っていますので、本来、支出の内容が不明瞭なものなどはあっても構いません。しかし、それでも内容が明らかでない支出や明らかにしたくない支出先や目的がある場合、税法はこれらの支出に対して追加の課税を行う手だてを講じています。それが、使途不明金や使途秘匿金に対する課税です。

### 使途不明金は 目的が分からない



【図表1】。分かりやすくいうと、領収書等があっても、何のためか、支出なのか、本当に会社のためか、支出なのかといった、支出の目的、効用、用途について確認が取れないような支出です。例えば、ただし書きのない領収書や領収書がもらえない謝礼・リベートがこれに当たります。帳簿(決算書)では、支出の目的は分からないものの支出した事実や金額は分かるため、交

が明らかでない支出をいいます(図表1)。分かりやすくいうと、領収書等があっても、何のためか、支出なのか、本当に会社のためか、支出なのかといった、支出の目的、効用、用途について確認が取れないような支出です。例えば、ただし書きのない領収書や領収書がもらえない謝礼・リベートがこれに当たります。帳簿(決算書)では、支出の目的は分からないものの支出した事実や金額は分かるため、交

これらの実際の使途としては、取引先役員等への裏リベート、総会屋対策費、談合のための費用、政治家への裏献金、地元対策費、賄賂などが考えられます。また、これらの支出の処理に当たって、取引の仮装(でっち上げ)や隠ぺい(覆い隠し)、帳簿書類の改ざん(偽造や変造)などがあった場合は、追徴税額

に対して35%のペナルティー(重加算税)が科されます。この重加算税の適用については、使途不明金や使途秘匿金の別に関係なくケースバイケースですが、基本的に使途秘匿金については、ほぼその対象となるものと考えていいでしょう。そうすると、秘匿金の場合、支出額500に対して47.2(ほぼ100%)、不明金の場合で

### 使途秘匿金は 全部が分からない

一方、使途秘匿金とは法人の支出に真つ当な理由がなく、相手方の氏名や使用道などが帳簿書類に記載されていないものをいいます(図表2)。これは、支出に関する内容のすべてを他人にわからないように隠している支出です。

この場合の「帳簿書類に記載」とは、総勘定元帳や補助簿等の会計帳簿だけでなく、領収書や請求書等の書類への記載も含みますので、使途秘匿金は、支出を裏付ける資料のすべてが無いという状態のものになります。また、これらの支出の処理に当たって、取引の仮装(でっち上げ)や隠ぺい(覆い隠し)、帳簿書類の改ざん(偽造や変造)などがあった場合は、追徴税額

際費や寄付金といった適当な勘定科目で処理することが一般的です(使途不明金という科目はありません)。ただ、会社の事業と関係のある費用かどうかの判別がつかないことから、税法上(申告書では)、経費とは認められない「損金不算入」とされています。

が、いずれも不正の温床につながりやすいものです。もちろん損金不算入です。使途不明金と使途秘匿金との大きな違いは「秘匿の意思(≠帳簿書類への未記載)」があるかないかという点です。

### どのくらい 課税されるのか？

【図表3】使途不明金と使途秘匿金の課税関係

税目	支出X(500)					
	① 使途不明金の場合			② 使途秘匿金の場合		
	根拠	計算	金額	根拠	計算	金額
(1) 法人税(追加)	損金不算入	500×30%	150	損金不算入	500×30%	150
(2) 法人税(制裁)	—	—	—	特別税率	500×40%	200
(3) 重加算税	仮装・隠ぺい等	(1)の35%	(52)	仮装・隠ぺい等	(1)+(2)の35%	(122)
(4) 源泉所得税	認定賞与	500×20%	(100)	認定役与	500×20%	(100)

※(3)及び(4)が課税されるか否かはケースバイケースです。

### その他の留意点について

このようにかなり高い税率が適用される使途秘匿金課税ですが、次の2点については特に留意する必要があります。

ひとつは、使途秘匿金を費用ではなく貸付金や仮払金として処理したときに、「貸付・仮払」という名目や相手先の名前が帳簿書類に記載されていなければ使途秘匿金には当たらないのではな

### 認定賞与との関係性は？

税法上、会社役員に対する賞与が損金にできないことはよく知られています。ですが、経営者が会社の事業に関係のない個人的な支出を経費に計上していることが税務調査で指摘されれば、それらは役員に対する賞与(認定賞与)とみなされて源泉所得税を課されることがあることも覚えておいてください。

そして、使途不明金や使途秘匿金についても、この認定賞与とされるものが想定されることがあります。表4は、使途不明金等が認定賞与とされる基準です。昭和52年の高裁判決がベースとなっており、使途不明金とされる金銭を役員が個人的に受領している事実が無いにもかかわらず、

【表4】使途不明金等の役員賞与の認定基準

- (1) 同族会社であること
- (2) 代表者が金銭管理を行っていること
- (3) 資金の使途について合理的な説明をしないこと

この基準だけでただちに認定賞与とされるのは少々疑問です。この高裁判決の後に出了された最高裁判決では、「役員がその金銭を受け取った事実があるか又は推認されること」という新たな要件が示されましたので、役員賞与の認定を受けないためには、可能な限り「役員個人が利益を受けずに外部へ支出した」という証拠を残しておくことが重要です。証拠には、代表者が関わる取引の稟議書や社内承諾書、議事録などが挙げられます。

### 使途秘匿金について思うこと

本来、使途を秘匿すること自体は、法人税法上違法というわけではなく、その支出も刑事罰の対象とはされていません。また、平成12年時点で約2800社に上る法人で課税実績のあった使途秘匿金(総額325億円、税額130億円)は、26年では1054法人(総額60億円、税額24億円)まで減少しています。ただ、26年度の法制改正で秘匿金課税が時限的措置(期限付きの法律)へと格上げされたことをみると、やはり引き続き注視していく必要があるように思います。特に、法人事業概況説明書の「5. 経理の状況(1) 現金及び小切手の管理者」に「代表者・親族」が記載されていたり、「10. 代表者に対する報酬等の金額の貸付金・借入金の高」に数値が入っていたりする場合、KSKシステムによって、使途不明金等についての調査対象と認識される可能性もあるため、不利な指摘を受けたくないための疎明資料をしっかりと整理しておく必要があります。